

令和2年4月28日  
総務部 防災管理課

## 新型コロナウイルス感染症対策における災害時避難所運営方針<風水害編>

### 【目的】

この方針により、三沢市避難所運営マニュアル（平成19年作成）を補完し、避難所における感染症対策を徹底する。

### ○基本的な考え方

- ・ 避難所の過密状態防止
- ・ 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- ・ 避難所スペースの確保
- ・ 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- ・ 感染が疑われる避難者への適切な対応

### ○災害想定

大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。

避難地域：洪水浸水区域地域内（三沢市洪水ハザードマップより）及び土砂災害警戒区域内（三沢市土砂災害警戒マップより）

開設指定避難所：古間木小学校、上久保小学校、第五中学校

※開設指定避難所：初期段階の優先開設場所。被害の拡大等により順次開設箇所を増加する。

### ○災害対策本部の動き

災害対策本部設置（同時に感染症対策本部の権限も災害対策本部へ移行：対策本部長＝市長）

- ・ 教育班：避難所（学校）の開錠及び運営支援、施設管理者との調整  
発熱者専用スペース及び専用通路の確保  
（3密を避ける観点から避難施設全体を受入場所と想定する）

※各避難所の詳細は別紙に示す

- ・ 避難所運営班：1避難所1班職員3名編成（目安：1班8時間滞在）  
携行品：防護服、非接触型体温計、消毒液

## 受付時の検温、発熱者が発生した場合の専用スペースへの案内

### ○避難所での具体的な対策方法

#### ①避難所の過密状態防止

- ・洪水浸水区域及び土砂災害警戒区域以外の住民には、在宅避難又は親族・友人宅への避難を優先するよう周知する。
- ・車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板等により注意喚起をする。

#### ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

##### <手洗い、咳エチケットの徹底>

- ・手洗い、咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板等に厚生労働省作成のチラシ等を掲示する。

##### <十分な換気の実施>

- ・避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める

##### <十分な居住スペース及び社会的距離の確保>

- ・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する
- ・居住スペースにおいては、飛沫を防ぐために段ボール等によるパーティションの設置、床からの埃の吸い込みによる健康被害防止のための段ボールベッドの設置に努める。必要に応じて災害時支援協定の締結先へ供給の協力要請をする。
- ・パーティションが無い場合は、他の人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を十分に（2メートル程度）確保する。

##### <入所時及び定期的な健康チェック>

- ・避難所受け入れ時及び定期的に検温を実施し、避難者自身が「健康管理チェックリスト」により健康管理する。

##### <災害用備蓄品（衛生用品）の積極的な活用>

- ・避難所に配備されているマスク、消毒液など衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。
- ・消毒液は必ず受付に設置する。

#### ③避難所スペースの確保

- ・発災時には可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
- ・指定避難所におけるスペース確保のため従来の避難スペース以外の使用できるスペースを最大限拡大するように努める。

#### ④避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- ・避難の際には、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- ・こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底するが、断水を考慮し、節水に努めながら実施する。
- ・原則マスクを着用する。マスクが無い場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、急に咳が出る時ときは袖や上着の内側で覆う。
- ・向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
- ・自身で普段より熱が高い場合、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しきがある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する（健康管理チェックリストによる自己管理）

#### ⑤感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・感染が疑われる避難者や避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を専用スペースへ移動させたうえで、避難所から災害対策本部保健班に連絡し検査、移送等の調整をする。
- ・専用スペースは居住スペース以外の個室にするとともに専用トイレを確保する。専用スペースでは簡易テント等で区切る工夫をする。

#### ○避難所入場時対応概要

##### ①避難所入り口にて検温

受入の際、混雑が予想されるが出来るだけ距離（2 m）を取って並んでもらい健康状態を伺う、

3 7. 5 度以下避難者→入場可（学校→体育館 スポセン→サブアリーナ）

3 7. 5 度以上避難者→専用スペースへ（自家用車での避難者は車で待機）

##### ②3 7. 5 度以上避難者が確認された場合、または、体調不良（だるさ、息苦しき、風邪の症状等）を訴えている場合

避難所運営班：災対本部へ連絡（MCA 無線）、避難者を専用スペースへ

↓

災害対策本部保健班：保健師を派遣（可能な限り 2 人 1 組体制）

現場保健師：避難者への聞き取り災害対策本部保健班へ連絡、

↓

災害対策本部保健班：上十三保健所「帰国者・接触者相談センター」へ連絡

今後の対処について指示を要請